

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成二十六年五月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
つくだクリニク	(変更前) 奈良市大宮町一―一―三二	平成二十六年三月十五日
	(変更後) 奈良市三條本町一―二 JR奈良駅NKビル三階	日
(変更前) 財団法人沢井病院	奈良市船橋町八	平成二十六年四月一日
(変更後) 一般財団法人沢井病院		

二 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
ひかり薬局大宮店	(変更前) 奈良市二条大路南一―一―〇三―一 モン シャトー一〇一号室	平成二十六年四月十九日
	(変更後) 奈良市二条大路南一―二―二一 モン シャトー一〇一号室	日

(変更前) 香芝磯壁イレブン薬局 (変更後) ウエルシア薬局香芝磯 壁店	香芝市磯壁三十一 一	平成二十六 年五月一日
--	---------------	----------------

三 指定訪問看護事業者等

事業者の名称  (変更前) 財団法人沢井病院 (変更後) 一般財団法人沢井 病院	事業者の主た る事務所の所 在地  奈良市船橋町 八	事業所の名称  (変更前) 財団法人沢井病 院訪問看護ステ ーション佐保 (変更後) 一般財団法人沢 井病院訪問看護 ステーション佐 保	事業所の所 在地  奈良市船橋 町八	変更年月日  平成二十六 年四月一日
--	---	--	--------------------------------	-----------------------------